

食の6次産業化プロデューサーに関するキャリア段位制度の運営体制について(案)

1 申請について

認定対象は個人であることから個人による申請とする。ただし、法人経由でまとめて申請することも可能とする。

「わかる(知識)」「できる(実践的スキル)」の認定申請を同時に行うことを原則とするが、別々に申請を行うことも可とする。

「わかる」の認定申請については、認証を受けたプログラムの修了証を添付することとする。

キャリア段位制度開始前に終了したもので可

「できる」の認定申請については、以下を添付することとする。

- ・申請書(事業実績説明書、「評価表」に基づく自己評価書)
- ・エビデンス
- ・(被用者の場合)上司の確認書

「わかる」については、プログラム認証基準に含まれる分野のすべてを修了していなくても、途中でユニット単位での認定を受ける(注)ことも可能とする(プログラム受講者の便宜を図るため)。

(注)今後、プログラム認証基準を、分野の内容に応じて、適当な数のユニット(例:「6次産業化の関連法規・諸制度」「経営・ビジネスプランニング」「食品安全・衛生管理」「生産」「食品加工」「食品流通・マーケティング」)に分割し、ユニット単位でレベル認定を受ける。

すでに高い実績を持ち、プロレベル(レベル4以上)の認定申請を行う者については、改めて人材育成プログラムを受講しなくてもよいこととする。

2 レベル認定について

【レベル認定の手續について(別紙1)】

レベル認定委員会を実施機関に設置することとする。

「委員」については国が承認(他の2分野についても同様)。

当面の間は、認定審査員(=レベル認定委員会の委任を受けたWGや小委員会の委員に相当する者)が評価実務を行う。

将来的には、アセッサー(=企業内のプロ等で、レベル4の認定を受けてアセッサー講習を受けた者)が実施機関による評価の前に一次評価を行う体制とすることを検討する。

事務局が基準適合性()を審査した結果について、

レベル認定委員会の委任を受けた認定審査員(申請者1名につき2名程度を想定)が審査・レベル評価する。

レベル4については面接を実施する。

の結果をレベル認定委員会で確認・承認し、レベル認定する。

レベル委員会の開催頻度については、申請件数を勘案しつつ、当面、1～2カ月に1回としてはどうか。

基準適合性

「できる」の評価結果が認定基準を満たしていること

「わかる」に係る認証プログラムを修了していること

【プログラムの認証について】

プログラムの認証に当たっては、プログラムの実施機関を「研修機関の承認基準」（別紙2・カーボンマネジャーと同様）により、プログラムの内容を「プログラム認証基準」により審査することとする。

プログラムの認証は、複数年の有効期限を設定する方向で検討する。

【認定の更新制】

いつの時点でのスキルなのかを明示し、キャリア・アップのインセンティブとする観点から、レベル認定を受けた年を明示する。

(例) 食の6次産業化プロデューサー・レベル3(2012)

他の2分野についても同様

「できる」に係る評価基準が見直された場合に、新基準による評価・認定を受ければ、直近「年」のレベル認定を行うこととする。

また、食の6次産業化プロデューサーの「できる」の評価は、評価時の直近の事業実績を評価するものであることを踏まえれば、レベルの取得者が取得後も一定の質を保っていることを確認できるようにすることが望ましい。

このため、レベル認定を受けた「年」の更新を促す仕組み(レベル取得後の実績の評価、定期的なフォローアップ研修の実施など)を検討することとする。

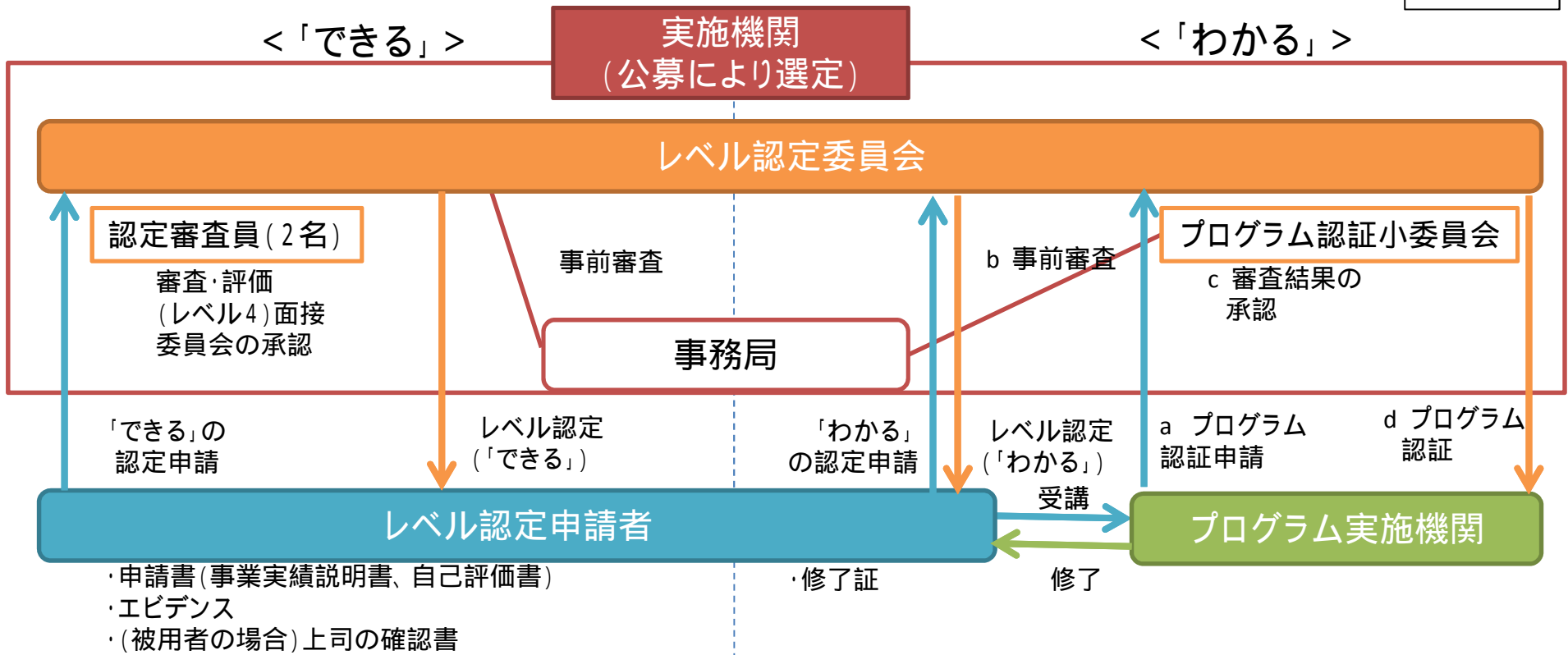
ただし、キャリア段位制度は資格制度ではなく、ある時点での職業能力を評価する制度であることから、認定の効果について、時間の経過で自動的に失効する扱いにはしない。

他の2分野についても同様

【評価基準の見直し】

6次産業化に関する制度改正が行われる場合等に、評価基準の見直しの必要性について、WG等において議論し、適宜見直すこととする。

食の6次産業化プロデューサーについての当面のレベル認定体制(案)



< 「できる」(経験・実績)のレベル認定の流れ >
 申請者が「できる」のレベル認定の申請
 事務局が事前審査
 レベル認定委員会の委任を受けた認定審査員(2名)が審査・レベル評価
 レベル4については面接を実施
 レベル認定委員会が認定審査員の評価結果を承認
 「できる」のレベル認定

当面の間は、認定審査員(=レベル認定委員会の委任を受けたWGや小委員会の委員に相当する者)が評価を行う。
 将来的には、アセッサー(=企業内のプロ等で、レベル4の認定を受けてアセッサー講習を受けた者)が実施機関による評価の前に一次評価を行う体制とすることを検討。

< プログラム認証の流れ >
 a プログラム実施機関がプログラム認証の申請
 b 事務局で事前審査
 c プログラム認証小委員会が審査結果の承認
 d プログラムのレベル認定

< 「わかる」のレベル認定の流れ >
 申請者が認証プログラムを受講
 プログラム実施機関からの修了証の交付
 申請者が「わかる」のレベル認定の申請
 「わかる」のレベル認定

研修機関の承認基準について（案）

1．考え方

育成プログラムを実施する機関（以下「研修機関」という。）は、食の6次産業化プロデューサーを育成する上で重要な役割を担うことから、その確実な実施を確保するため、必要最小限度の基準を設け、これを満たす研修機関を承認する仕組みとするのが適当と考えられる。

2．承認基準の概要

(1) 組織、体制

- ・ 管理責任者を置くことを含め、育成プログラムを適正に実施するための業務運営体制が整備されていること。
- ・ その内容に応じて、育成プログラムを適切に実施できる専門知識、能力及び経験を有する講師が確保されていること

(2) 財務

- ・ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等が行われていないこと

(3) 教材、施設・設備

- ・ 育成プログラムの内容と整合し、かつ、適正な費用の教材であること
- ・ その内容に応じて、育成プログラムを適切に実施することができると思われる施設・設備が確保されていること

(4) 情報管理、苦情処理

- ・ 受講者ごとの育成プログラムの履修に関する情報を適切に記録し、保管する体制が整備されていること
- ・ 個人情報を適切に取り扱う管理運営体制が整備されていること
- ・ 苦情処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る業務運営体制が整備されていること

(5) その他

- ・ 暴力団員等により事業活動の支配を受けていないこと、暴力団員等をその業務に従事させていないこと等